

葉山町行事等の後援（共催）名義申請者各位

葉山町政策財政部政策課長

令和 2 年度以降の後援（共催）承認に係る新たな承認要件について（通知）

日頃より本町政運営にご理解、ご協力を賜るとともに、町政発展のため公益事業の実施にご尽力いただき深く御礼申し上げます。

さて、本町における事業などの後援（共催）名義の承認につきましては、「葉山町行事の共催及び後援に関する規程（平成 16 年葉山町訓令第 1 号。以下「規程」）」に定めるところにより行っていますが、このたび、規程第承 3 条第 1 項に定める承認基準のうち第 3 号の安全対策、廃棄物対策等が十分に講じられているものについて、十分に講じられているか確認するものとして次の運用を行うこととしましたので通知します。※¹

つきましては、令和 2 年 4 月 1 日以降に実施する該当の事業につきましては、後援承認申請書の提出の際に別添「はやまクリーンプログラムベストプラクティス」を参照の上、当該事業における環境配慮の取り組み等を企画いただき、「はやまクリーンプログラムベストプラクティス申告シート」を添付の上、ご申請くださいますようお願いいたします。実施後は、報告シートを提出ください。

【承認要件】

後援（共催）承認を受けようとする「町内で飲食の提供を伴う」※²事業については、「はやまクリーンプログラム」に定める「ベストプラクティス」に取り組むものであること。

※¹ 当該承認要件については、規程（承認の基準）第 3 条第 1 項第 3 号に定める「安全対策、廃棄物対策等」に「環境配慮への取り組み」を含むものとし、昨年 10 月 1 日より本町の環境配慮施策として開始した「はやまクリーンプログラム」の取り組みを承認要件としたものです。

※² 「町内で飲食の提供を伴う」とは、事業の実施場所が葉山町内であり、主催者・参加者側での飲食の準備をする場合（講師・出演者等への飲料の提供、参加者への飲食物の配布、出店による販売、飲食物の持参等）を指します。不明な点は、担当までお問合せください。

（事務担当は、協働推進係
電話 046-876-1111（内線 336））